

湯沢市就学援助制度 Q & A

◎ 就学援助の認定を受けたら、学校にはお金を支払わなくていいか？

Ⓐ 就学援助制度は、原則後払いの制度です。認定となった場合でも、学校へ支払う金額が免除されるものではありません。

◎ 申請はいつ行えばよいか？

Ⓐ まだ認定を受けていない方の申請は、随時受け付けています。

◎ 1度認定されたら、学校を卒業するまで認定されるか？

Ⓐ 1度認定されても、毎年の世帯所得を確認する必要があるため、毎年7月中に再申請が必要となります。再申請の時期等のお知らせは、学校をとおして配付されます。

◎ 兄弟姉妹がいるが、それぞれ申請が必要か？

Ⓐ 兄弟姉妹まとめて1つの申請書を使って申請が可能です。ただし、委任状は児童生徒1人につき1枚必要となります。

◎ 申請の結果はいつ分かるのか？

Ⓐ 申請から1～2週間程度で審査結果が確定します。審査結果は学校から、児童生徒をとおしてお届けします。

㉓ 新年度から小・中学校に入学するが、新入学児童生徒学用品費はいつもらえるのか？

㉔ 入学前の2月中に申請いただいた場合、入学前の3月最終水曜日に支給することができます。

なお、2月中の申請が間に合わなかった場合は、入学後4月中に申請いただければ、5月最終水曜日に支給することができます。

※ 新入学児童生徒学用品費とは、入学準備にかかる費用を負担するための援助項目です。

※ 申請が入学後5月1日以降になった場合は、新入学児童生徒学用品費は対象となりません。

㉕ 昨年の所得は例年どおりだったが、今年に入ってから病気で失業し、急に収入が減ってしまった。援助を受けられるか？

㉖ 今年の収入が急に減少し、生活が苦しい場合は、援助の対象となる場合があります。お困りの方は担当まで御連絡ください。

【担当】湯沢市教育委員会事務局教育総務課 TEL：0183-55-8033

㉗ 湯沢市内に住んでいて、市外の学校に通学している場合も申請できるか？

㉘ 申請可能です。また、湯沢市および学校のある自治体、両方に申請いただけます。就学援助費目の内、給食費と医療費は学校のある自治体から支給されます。その他の項目は湯沢市から支給されます。

※ 就学援助制度の認定基準は市町村ごとに異なります。他の市町村で認定されても、湯沢市では認定されない場合もありますので、予め御了承ください。